

平成29年度
明るいまちづくり懇談会

進行マニュアル

伯耆町人権教育・啓発推進協議会

「インターネットと人権」

ねらい インターネットの特性とその影響を具体的な事例等も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法等について理解を深める。

プログラム

分	学習活動	□推進上の留意点 ■発問や説明 ※準備等
1	1 開会 ・区長（または生涯学習推進員） あいさつ	□開会あいさつと自己紹介を行う。 (区長用原稿参照 進行マニュアルP 7)
1	2 推進者自己紹介	□推進者全員が自己紹介する。 配布資料確認（人を大切にする木・話し合いのルール・アンケート） ■人を大切にする木は、やさしさや思いやりを育てる観点で、吹かせよう地域の中の人権の風は、差別のねっこを断ち切るという観点で描いたものをそれぞれ絵にしたものです。
2	3 「話し合いのルール」について確認する。（配布資料）	□本懇談会は、＜参加・尊重・守秘＞の基本ルールのもとに話し合いを進めることを確認する。（進行マニュアルP 7, 8参照）
3	4 今年度のテーマについて 【参考】 ・明るい町づくり懇談会アンケート結果（H28） 「最近特に気になっている人権問題はどれですか」の問い合わせに対する回答 (1) 障がい者の人権⇒129名 (2) インターネットを悪用した人権問題 ⇒127名 (3) 同和問題⇒100名	□進行マニュアルP 9の原稿をもとに説明する。
3	5 インターネットの便利な点について	■それでは、ここからテーマの本題に入ります。 最初に、インターネットの便利な点について話し合います。 【発問】

	<p>インターネットを普段利用されている方にうかがいます。インターネットの便利な点には、どういうことがあると思いますか？</p> <p>(使っていそうな人2～3人に、2分程度聞いてみる。)</p> <p>□ホワイトボードなどがあれば、発言要旨を書き出していく</p> <p>※模造紙・マジック（水性・油性）</p> <p>■（ ）の方からお話をいただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>□資料Aを配布する。 ※資料A</p> <p>□資料が配布されている間に経験の中で便利であったことなどを少し話す。</p> <p>■（例）皆さんが使われているかわかりませんが、身近で簡単に使うことができるものは、テレビのデータ放送があります。デジタルテレビをお持ちの方は、一度使ってみてください。リモコンの「dボタン」を押しますと地域のイベントや天気など様々な情報を見ることができます。</p> <p>それでは、資料はわたりましたでしょうか。資料をもとに説明をしていきます。</p> <p>【インターネットとは】</p> <p>(資料Aの本文を読む。)</p> <p>【インターネットの便利な点】</p> <p>□発言と資料をもとに、インターネットの利便性をまとめます。</p> <p>■この資料では、7つの項目にまとめていますが、便利なことは、まだまだたくさんのことあります。（資料Aの本文を読む。）</p>
20	<p>6 模擬問題（資料A裏面）「○×どっちでしょう？」をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者配布資料 ・「問題なし」は○、「問題あり」は×にチェックする。 <p>■とても便利なインターネットですが、使い方を間違えると大変なことになることもあります。</p> <p>これから、皆さんに6つの事例を通して、インターネットの使い方について考えていただきます。</p> <p>資料A裏面の「○×どっちでしょう」をご覧ください。</p>

1 インターネットの情報は信用している。

(1の問題を読む。)

「問題なし」なら○、「問題あり」なら×に丸をしてください。

(1分くらいしたら)

どうですか？ ○の人？ ×の人？

(話せるようだったら理由を聞いてもよい。)これは、×です。

正しい情報もあれば、まちがった情報もあります。正しいかどうか、インターネットの情報だけで判断しないことが大切です。

2 女子高生のAさんとBさんは親友だったが、ある時、AさんがBさんから来たメールに返信しなかった。

そこで、Bさんは、腹立ちまぎれにインターネット上にAさんの悪口を書き込んだ。

続いて、2番 (2の問題を読む。)

○、×どちらでしょうか。

(ちょっとしたら) どうでしょうか？

今度は、お近くの人と二人で話し合ってみてください。

(1分ほどしたら、どこかのペアにたずねる。)

そうですね。×です。

本人にはされないと悪口を書き込むのはトラブルのもとです。この例では、クラス中がAさんを無視するようになり、その結果Aさんは、不登校になってしまいました。このような書き込みは名誉棄損などの罪に問われる場合もあります。

H29全国学力学習状況調査の質問紙調査によると、伯耆町の小学生6年生の約4割、中学3年生の6割弱が携帯電話やスマホを所持していると思われます。

鳥取県PTA協議会では、平成27年度より「メディア 21：00」運動を展開しています。「メディア 21：00」運動とは、鳥取県の子どもたちは21時以降、友だちを巻き込むようなLINEやメール、ゲームを止めて、相手の時間を尊重しようという運動で、伯耆町のPTAも賛同して呼びかけをしています。

3 学習発表会のポスターにインターネットのホームページで見つけたきれいな絵をコピーして使う。

次は、3番について考えてみてください。
(3番を読む。)

今度も、二人で話し合ってみてください。
(数分したら)

どうでしょうか？

(どこかのペアに聞いてみる。)

作品は作った人のもので、勝手に利用することはできません。絵を描いた人の許可が必要となります。

また、他人が作った著作物を無断でインターネット上に掲載すると、著作権の侵害で、刑罰の対象となります。

したがって、これもX(問題あり)です。

4 同じ趣味をもった人が集うサイトで知り合ったCさんと出会うことになった。

では、4番。(4番を読む。)

この問題からは、グループで話し合ってもらいます。先ほどの2人組をもとに4人のグループをつくってみてください。(参加者の関係で3人でも5人でもよい。)

(頃合いを見計らって)

どうでしょうか？

(どこかのグループにたずねる。)

X同じ趣味をもった人だから安心と思うのが落とし穴です。実は年齢や性別を偽っていたり、想像と全く違う人だったりすることもあります。最近は、サイトを経由して知り合った異性により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまうケースもあります。安易に自分の個人情報や写真を載せないことが大切です。

5 「このメールを受け取った人は幸せが手に入ります。24時間以内に、誰でもいいので5人以上に送ってあげてください。ただし、送らなければ必ず不幸になり、よくないことが起こりますよ。」
というチェーンメールが来たので、友達に送った。

続いて5番です。(5番を読む。)

では、話し合ってみてください。

(頃合いを見計らって)

どうでしょうか？

(どこかのグループにたずねる。)

そうですね。

チェーンメールは、ウソの情報やデマをたくさんの人々に教えてしまうことになります。受け取った人はいやな気分になり、自分のため

	<p><u>6 友達の家に遊びに行ったとき、近くの公園で一緒に写した写真をインターネットに掲載した。</u></p>	<p>にも相手のためにもなりません。たとえまじめな内容でも、転送しないことです。</p> <p>では、最後の問題です。 (6番を読む。)</p> <p>これはどうでしょうか。 みんなで話し合ってみてください。(頃合いを見計らって)</p> <p>どうでしょうか? (どこかのグループにたずねる。)</p> <p>そうですね。</p> <p>×写真によっては、GPS(位置情報)機能も含め、複数の情報をつなぎ合わせると個人を特定できる場合があるので注意が必要です。</p> <p>スマートフォンの位置情報をオンにした状態で撮影した写真には、位置情報が記憶される場合があり、撮影場所を特定することは可能です。その写真をインターネット上に公開すれば、自分の行動や自宅のおおよその場所等が見知らずの人たちに知られてしまうかもしれません。また、写真に写った人に無許可で掲載するのもいけません。</p> <p>このケースでは、友達の家が知られてしまい、友達は、見知らぬ男からつきまとわれることになってしまいました。</p> <p>皆さんも写真を掲載するときには気をつけて下さい。</p> <p>ということで、6つの事例すべてが「問題あり」ということになりました。</p>
15	<p>7 意見交換</p> <p>① 自分の子どもの写真をネット上に載せることをどう思いますか?</p>	<p>■ それでは、次の場合、みなさんだったらどうするか、話し合っていただきます。</p> <p>□ 話し合う課題を書いた紙を提示する。</p> <p>※ A3の紙 (①を読む。)</p> <p>それでは、先ほどのグループで話し合ってみてください。</p> <p>(5分ほどしたら) どのような意見が出ましたか? (と、どこかのグループにたずねる。)</p>

	<p>(発表してもらった後で)</p> <p>やはり大きな危険をはらんでいると言えます。まず、幼児や子どもの写真を愛好する悪意ある人により興味本位に扱われる恐れがあります。また、コラージュなど加工され、悪意をもって配布される可能性もあります。写真から場所が特定され、ストーカーに遭う可能性もあります。子どもが成長し大人になった時、安易に公開した写真が精神的苦痛となる可能性もあります。自分の写真だけでなく、子どもの写真公開も慎重にした方がいいでしょう。</p> <p>②あなたが自分の悪口をネットに書かれたらどうしますか?</p> <p>もう一つ。(②を読む。)</p> <p>さあ、あなたならどうしますか?話合ってみてください。</p> <p>(5分ほどしたら)どのような意見が出ましたか?(と、どこかのグループにたずねる。)</p> <p>(発表してもらった後で)</p> <p>もし、不当な悪口を投稿され、それによる被害が大きい場合は専門家に相談するのが一番です。身に危険を感じるような時はすぐに警察に相談してください。特に危険を感じる場合でない時は、まず公的機関である法務省の人権相談窓口に相談するのもいいでしょう。人権政策室にご一報いただいてもかまいません。とにかく、自分一人で解決しようとはせず、周囲に相談することが大切です。</p> <p>資料の下の部分に相談窓口を載せてていますので、もしもの時にはご相談ください。</p> <p>※参加者配布資料(配布資料A裏面)</p>
3 8 ふりかえり・まとめ	<p>□まとめのあいさつをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進行マニュアルP 10の例のように同和問題については必ずふれること。 <p>□アンケートに記入してもらう。</p> <p>(推進者は推進者用のアンケートに記入する。)</p>

1. 区長あいさつ（例）

皆さまにはお忙しいところ、明るいまちづくり懇談会にご参加いただき、ほんとうにありがとうございます。

今年度は、「インターネットと人権」をテーマに懇談会を開催していました。実施に向けて、皆さまにはご理解とご協力をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

私たち一人ひとりが、幸せに人間らしく生きるために備わっている権利が人権です。言いかえれば人種や国籍、性別、出身、職業、年齢などに関係なく、すべての人が人間として尊重され、生まれながらにして自由で平等であり、差別されることと言ってもいいでしょう。

本日は、皆さんとともに考えていきたいと思います。

それでは、実りある懇談会となりますよう、よろしくお願ひします。

3. 話し合いのルールについて説明（例）

ここでは、話し合いのルールを説明します。

（ここから読みます）

明るいまちづくり懇談会の話し合いのルールとして、本日話し合った意見は、この場だけのものとしていただき、Aさんがこんなことを言っていた等、個人を特定した内容は、外には漏らさないようにお願いします。

記録者は内容の報告はしますが、誰が何を言ったということまでは記録しませんので、自由に発言をしてください。

（資料参照）

人を大切にし、大切にされるための話しあいのルール《参加・尊重・守秘》を配布しておりますので、ご覧下さい。（少し時間をとる）

人を大切にし、大切にされるための
話し合いのルール
《参加・尊重・守秘》

1. 個人を攻撃・中傷するようなことでなければ、何を発言してもOK!
 - ◆ お互いの感じ方・考え方、自由な発想で話し合いが深まります。
 - ◆ ただし、発言したくないときは、ハッキリと「NO」という権利があります。
2. 人の話は共感的に、最後までしっかりと聴こう。
 - ◆ 一見突拍子もない意見があらたな展開を生むかも？
 - ◆ 同じ意見なら笑顔でうなずきを。
 - ◆ 自分とちがう意見でも、アタマから否定しない。

(自分がそうされたら、どんな気持ちになるでしょうか?)
3. みんなが、自分の意見を自由に出せる雰囲気を作ろう。
 - ◆ 同じ人ばかり話していませんか？
 - ◆ 話したいのに何も話していない人はいませんか？
4. 出された意見は保護される。
 - ◆ 本人の了解無しに、話し合いの発言を外に漏らさないで！

(内容の報告はしますが、誰が何を言ったというものではありません。
自由に発言してください。)

実りある会話を・・・

ドッジボールではなく、キャッチボールで
攻撃型ではなく、協力型で、
破壊的ではなく、建設的に、
・・・進めていきましょう

4 今年度のテーマについての説明原稿（例）

ここでは、今年度のテーマについての説明をします。インターネットに普段接していない、使っていない参加者へ、実は、インターネット（仮想）で起こっていることは、実社会（現実）で起こっていたことが、姿・形を変えて現れているといった趣旨の説明をします。

（ここから読みます）

皆さんには、お忙しいところ、明るいまちづくり懇談会にご参加いただき、ほんとうにありがとうございます。

また、実施について区長様、生涯学習推進員様をはじめ皆さんにはご理解とご協力をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

真の人権尊重社会とは、ひとり一人の人権が尊重されることにより、私たちが、幸せに入間らしく生きて行ける社会ではないでしょうか。いいかえれば人種や国籍、性別、出身、職業、年齢などに関係なく、すべての人が人間として尊重され、生まれながらにして自由で平等であり、差別されないことと言ってもいいではないでしょうか。

本町の明るいまちづくり懇談会では、過去に様々なテーマを設定しながら、開催してまいりましたが、今年度は、「あなたは大丈夫ですか？」と題しまして、「インターネットと人権」の関わりを中心に懇談会を開催していただくよう計画いたしました。

今回の内容につきましては、昨年の懇談会でとりましたアンケートの中で、「最近、特に気になっている人権問題はどれですか」の問い合わせに対する回答で、1番が「障がい者の人権」、2番が「インターネットを悪用した人権問題」、3番が「同和問題」でした。「障がい者の人権」と「同和問題」については、直近の4年間で取り扱ったテーマでありましたので、今回は、インターネットに関わる問題を取り上げることとなりました。

現在の社会は、「悪事千里を走る」ということわざがありますが、通信環境の発達により、千里どころか世界中に一瞬で届く世の中となっています。参加者の皆さんの中には、「インターネット」って何か、「インターネット」なんか使わないので関係ない、「怪しいサイトに近づかないで」自分には関係ないと思われている方がほとんどであると思います。

しかしながら、現実には「知らないうちに、被害者に、加害者に」なっていることがあります。携帯電話のメールアドレスが、流出し振り込め詐欺の対象となる。家に、「息子と称するオレオレ詐欺（※）の電話がかかってくる」、「住所から検索をかけると家の外観がわかる」、知らないうちに私たちの情報が共有される社会となっています。

本日は、皆さんとともに「インターネットと人権」をテーマに考えていくたいと思います。

それでは、実りある懇談会となりますよう、ご協力をよろしくお願いします。

（※）詐欺の手口が、ネットを介して広がり、巧妙なものとなっている。

8. ふりかえり・まとめ（例）

本日は、「インターネットと人権」について話し合っていただきました。近年、パソコンや携帯電話など情報機器の急速な普及により、私たちはインターネットを利用したさまざまなサービスを受けることが可能になりました。

しかし、ひとたびその使い方を誤ると犯罪の被害者になってしまったり、他人の名誉を傷つけてしまう加害者になってしまったりするおそれがあります。

インターネットは全世界とつながっており、そこに流れる情報も様々です。掲載されている情報や自分が発信しようとする情報は、必ず利用者自らが正しく判断し、取扱いに十分注意しなければなりません。

一人ひとりが社会のマナーとルールを守り、適切なインターネットの利用を心がけましょう。

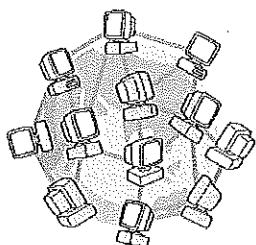
現在、人権問題は多様化し（同和問題、障がいを理由とする人権問題、高齢者の人権問題、男女共同参画に関する人権問題、子どもの人権問題、外国人の人権問題など）いずれも弱い立場で差別を受けています。

特に同和問題は国民的課題であり、昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されましたが、インターネットにおける差別事象、差別落書きなどいまだに差別事象が多発している現状です。

今後も、一人ひとりの人権を尊重し、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない「明るく住みよい伯耆町」にしていきましょう。

（「吹かせよう 地域の中に 人権の風」の図を参照）

【インターネットとは】



パソコンなどのコンピュータをたくさんつないで、お互いに情報をやりとりができるようにしたものを「ネットワーク」という。インターネットは、このようなネットワークが電話回線などで数え切れないほどたくさんつながり、網の目のように世界中に広がっているもの。

【インターネットの便利な点】

1. 様々な人と交流ができる。

電子掲示板などでは、いろいろなテーマについて話し合ったり、趣味の情報を交換したり、様々な人と交流することができます。

【電子掲示板】インターネット上につくられた、様々な話題について自由に意見を書き込むページのこと。

2. 世界とつながっている

世界中のウェブサイトにアクセスでき、ニュース、文化、趣味など、様々な分野で世界とつながることができます。

【ウェブサイト】インターネット上で、様々な情報を提供するページのこと。ウェブページ、ホームページともいう。

【アクセス】利用するために接近する、というような意味。ネットワークやシステムに接続すること。

あるいは、記憶装置からデータを読み出したり、書き込んだりすることも指す。

3. 楽しみが広がる。

漫画・ゲーム・映画・ドラマ・ライブ映像や投稿サイトの動画など、気軽に楽しめます。

4. 勉強に利用できる。

様々な学習に利用でき、勉強の手助けをしてくれます。

5. 障がいのある人の行動範囲が広がる。

メールや読み上げソフトなどで、聴覚や視覚に障がいがある人の意思疎通にも役立てられています。

【メール】電子メール。インターネット上でやりとりされる手紙のこと。

6. 自分の意見や作品を発表できる。

投稿サイトなどを使い、意見や小説、音楽など自由に発表できます。

7. 情報収集ができる。

短時間で、いろいろな情報を収集することができます。



【問 題】 ○×どっちでしょう？

- 1 インターネットの情報は信用していい。(○・×)
- 2 女子高生AさんとBさんは親友だったが、ある時、AがBから来たメールに返信しなかった。
そこで、Bさんは、腹立ちまぎれにインターネット上にAの悪口を書き込んだ。
(○・×)
- 3 学習発表会のポスターにインターネットのホームページで見つけたきれいな絵をコピーして使う。(○・×)
- 4 同じ趣味をもった人が集うサイトで知り合ったCさんと出会うことになった。
(○・×)
- 5 「このメールを受け取った人は幸せが手に入ります。24時間以内に、誰でもいいので5人以上に送ってあげてください。ただし、送らなければ必ず不幸になり、よくないことが起こりますよ。」というチェーンメールが来たので、友達に送った。(○・×)
【チェーンメール】くさり(チェーン)がつながるように、たくさんの人へ送るように求めるメール。
「幸福の手紙」や「不幸の手紙」などのインターネット版。
- 6 友達の家に遊びに行ったとき、近くの公園で一緒に写した写真をインターネットに掲載した。(○・×)

もしもの時や、困ったときの相談窓口

●インターネットを利用した犯罪にあったら

【警察相談用電話】#9110(通常の通話料がかかります。IP電話不可)

または0857-27-9110

【サイバー犯罪対策室】0857-23-0110(代表)

【電子メール】k_heiteku@pref.tottori.lg.jp

●架空請求に悩んだり、請求の内容に疑問を感じたら

【消費者ホットライン】188(いやや)(局番なし)

【鳥取県消費生活センター 西部消費生活相談室】0859-34-2648(米子コンベンション4階)

●ネットいじめに悩んだら

【子どもの相談ダイヤル】0120-078310(なやみいおう)(無料・毎日24時間)

【いじめ相談メール】ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

【いじめ110番】0857-28-8718(毎日24時間)

【子どもの人権110番】0120-007-110(平日のみ8時30分~17時15分)(無料・IP電話不可)

□鳥取地方法務局 米子支局(電話:0859-22-6161)

□鳥取県弁護士会(電話:0857-22-3912)

